

(様式 1)

会社の概要・規模

商号又は名称	
代表者名	
所在地	
本件の担当部署	(担当部署名) (担当者名) (住所) (電話・ F A X) (E - mail)
設立	
資本金	
売上高	
従業員数	名 (平成 2 0 年 3 月 末 現 在) 〔 内 訳 〕 ・ 技 術 者 数 (一 級 建 築 士 名、二 級 建 築 士 名) ・ 博 物 館 専 門 ス タ ッ フ 数 名
資格・登録等	・ 一 級 建 築 士 事 務 所 登 録 の 有 無 : 有 ・ 無 (登 録 番 号 :) ・ 環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム 取 得 の 有 無 : 有 ・ 無 ・ そ の 他 の 資 格 :
事業概要	
備考等	

当該業務を行うにあたり、関連する資格を有する技術員の人数を記載する。

なお、子会社・協力事務所の技術者の人数については、() 書き内数で記入すること。

複数の資格を有する技術者の場合は、いずれか1つの資格保有者として扱うこと。

A 4 版 1 枚 に 記 載 す る 事 と。

(様式2)

同種・類似業務実績

過去10年以内に博物館に関する同種業務又は類似業務について、元請けとして受託し、履行した実績を記入してください。

業務名称 (同種・類似の記載)	発注者	受注 形態	展示の概要			
			展示概要	展 示 面 積 (㎡)	業務費 (千円)	完 成 年月
						年月
						年月
						年月
						年月
						年月
						年月
						年月
						年月

平成10年4月1日以後に博物館に関する同種業務又は類似業務について、元請けとしての実績を有すること。ただし、リニューアルの元請けとしての実績は含まないものとする。

なお、博物館とは、自然系及び人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、国(公社・公団及び独立行政法人を含む。)都道府県、市町村が設置した総合博物館(自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館)又は自然系、人文系のいずれかの分野の博物館(水族館、動植物園、美術館を除く。)とする。また、同種業務とは、その基本計画業務を、類似業務とは、その展示設計業務とする。

受注形態の欄には、「単独」、「JV」の別を記入すること。

実績として記入した契約書の写しを添付すること。

(様式 3)

業務実施体制



配置予定の総括責任者および主たる担当技術者を記載すること。また、当該業務を実施していく体制についての考え方を簡潔に記載すること。

再委託、技術委託等を行う予定の場合には、企業名、担当者名（所属・役職）についても記載すること。

A 4 版 1 枚に記載すること。

文字については、原則 1 2 ポイント以上とすること。

(様式 4)

配置予定技術者の経歴等

(総括責任者 ・ 主たる担当技術者) の経歴

氏名				
生年月日				
所属・役職・経験年数				
本件での役割				
保有資格 ・ 名称 ・ 登録番号 ・ 取得年月日				
同種・類似業務実績 (3 件まで)				
業務名称	業務内容	発注者	完成年月	担当分野
手持業務に状況 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在、契約金額 3 0 0 万円以上)				
業務名	発注者	履行期間	契約金額	
その他の経歴 (業務表彰等)				
<p>配置予定の総括責任者及び主たる担当技術者 (5 名まで) について記載すること。 平成 1 0 年 4 月 1 日以後に博物館に関する同種業務又は類似業務について、元請けとしての実績を有すること。ただし、リニューアルの元請けとしての実績は含まないものとする。</p> <p>なお、博物館とは、自然系及び人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、国 (公社・公団及び独立行政法人を含む。) 都道府県、市町村が設置した総合博物館 (自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館) 又は自然系、人文系のいずれかの分野の博物館 (水族館、動植物園、美術館を除く。) とする。また、同種業務とは、その基本計画業務を、類似業務とは、その展示設計業務とする。</p> <p>予定技術者 1 名につき A 4 版 1 枚、計 5 枚以内に記載すること。</p>				

(様式 5)

配置予定技術者の実績事例

業務名称	発注者	完成年月	予定技術者名・担当分野（複数可）
業務の技術的特徴			
<p>様式 4 に記載した総括責任者を含む予定技術者の同種・類似実績のうち、当該業務の参考となる実績について詳細を記入すること。</p> <p>A 4 版 1 枚に 1 業務とし、事例は 5 件（ 5 枚）までとすること。</p> <p>様式内に写真、図面等を貼付することは可とする。</p> <p>文字については、原則 1 2 ポイント以上とすること。</p>			